

障害者雇用の現状について

豊岡公共職業安定所

職業相談第2部門

はじめに

***なぜ、障害者雇用に進む必要があるのか？**

- ・ **法的義務**
- ・ **共存社会の実現**
- ・ **企業の社会的責任、コンプライアンス**
- ・ **ダイバーシティ（多様な人材の活用）**



障害者雇用を進めることで、障害者だけでなく
誰もが働きやすい職場が実現できます。

はじめに

* 障害者の雇用で期待できること

・ 共生社会の実現

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加ができる。

・ 労働力の確保

障害者の特性を「強み」として捉え、合致した活躍の場を提供することで、企業にとっても**貴重な労働力・戦力の確保**につながる。

・ 生産性の向上

職場環境の改善、コミュニケーションの活性化

→ **他の従業員にとっても安全で働きやすき職場環境が整えられる！**

障害者雇用の状況

* 全国の障害者雇用の状況

- ・ 民間企業に雇用されている障害者の数
→ 令和5年6月1日時点 **64.2万人**
(20年連続で**過去最高**を更新！)
- ・ 実雇用率 (常用雇用労働者に占める、障害者である労働者の数)
→ **2.33%**
- ・ 障害者雇用率を達成している企業の割合
→ **50.1%**



障害者雇用は着実に進展しています！

障害者雇用の状況

* 兵庫県内の障害者職業紹介状況（令和5年度）

- ・新規求職申込件数 **11,051件**
 - 前年比 **10.8%増**（令和4年度 9,972件）
- ・就職件数 **4,814件** **～過去最高を更新～**
 - 前年比 **14.7%増**（令和4年度 4,196件）
 - 身体障害者：**1,066件**（前年比 7.8%増）
 - 知的障害者：**1,223件**（前年比 10.8%増）
 - 精神障害者：**2,346件**（前年比 14.6%増）
 - その他の障害者：**179件**（前年比 16.0%減）

精神障害者の
方々の就職が
増えています！

法定雇用率制度

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

→ 障害者の雇用の促進等に関する法律 第43条

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.5%
国、地方公共団体など	2.8%
都道府県などの教育委員会	2.7%

障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、労働者**40.0人**以上の事業主です。

法定雇用率制度

* 民間企業における法定雇用率の推移

～令和6年3月

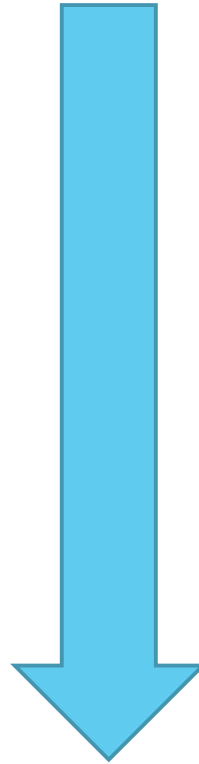
→ 2.3%

令和6年4月～令和8年6月

→ 2.5% (+0.2%)

令和8年7月～

→ 2.7% (+0.2%)



段階的に
引き上げ

法定雇用率制度

【例】

常時雇用している労働者が150人以上の民間企業の場合

$$150人 \times 2.5\% (\text{法定雇用率}) = 3.75人$$

小数点以下は
切り捨て
となります。

→ **3人以上**の障害者雇用義務があります。

※短時間労働者や、重度身体障害者、重度知的障害者の方などは、
カウント方法が異なります。

法定雇用率制度

Q 常時雇用する労働者とは？

1 週間の所定労働時間が **20 時間以上**で、

+

1 年を超えて雇用される見込みがある

or 1 年を超えて雇用されている

労働者のことをいいます。

※ 1 週間の所定労働時間が **20 時間以上 30 時間未満**の方

→ 「**短時間労働者**」となります。

パート、アルバイトであっても、上記要件に当てはまれば、常時雇用する

労働者に含まれます。

法定雇用率制度

* 雇用率の対象となる障害者

【1】 身体障害者

→ 身体障害者手帳 1 ～ 6 級に該当する方

【2】 知的障害者

→ 児童相談所などで知的障害者と判定された方

【3】 精神障害者

→ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

法定雇用率制度

* 障害者雇用における障害者の算定方法

週の所定 労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1 当面の間の措置	0.5

令和6年4月以降、週の所定労働時間が**10時間以上20時間未満**の**重度身体・知的障害者**及び**精神障害者**についても、雇用率の算定対象になります。

法定雇用率制度

Q 重度の障害者とは？

【1】身体障害者

- ・身体障害者手帳の1級又は2級に該当する障害を有する者
- ・身体障害者手帳3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる者

【2】知的障害者

- ・療育手帳で程度が「A」とされている者
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもらっている者
- ・障害者職業センターで重度知的障害者と判定されている者

障害者雇用のための支援機関

【1】ハローワーク

→ 障害者の態様に応じた**職業紹介**、**職業指導**、**求人開拓**などを行っています。

具体的には・・・

- ・ 就職を希望する障害者に対して、専門の職員・職業相談員が、障害の態様や適性、希望職種などに応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施します。
- ・ 障害者を雇用している事業主や、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮などについての助言を行います。
- ・ 事業主に対しては、必要に応じて、地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行うほか、一部の助成金の申請受付を行っています。

障害者雇用のための支援機関

【2】地域障害者職業センター

→ 障害者職業カウンセラーによる障害者に対する職業評価や職業準備支援を行っているほか、事業主に対しては障害者雇用に関する専門的な支援を行っています。

具体的には・・・

- ・ 障害者の雇い入れ計画や、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修などを行っています。
- ・ 就職した障害者が円滑に職場に適應できるよう、事業所にジョブコーチ（職場適應援助者）を派遣し、事業主と障害者双方に対して支援を行っています。
- ・ 精神障害により休職している方や、休職中の従業員の復職を考える事業主に対し、職場復歸の支援を行っています。

障害者雇用のための支援機関

【3】 障害者就業・生活支援センター

- ・ 障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。
- ・ 事業主からの雇用管理についての相談も受け付けており、企業訪問による支援も行っています。

※但馬地域：但馬障害者就業・生活支援センター [リンク](#)

(利用対象者)

- ・ 障害をお持ちで、一般就職を希望する方、就職している方、またはその家族
- ・ 障害者を雇用している事業所、または障害者雇用を検討している事業所